

令和2年3月

お客さま各位

山形信用金庫

## 債券・投資信託に関する各種規定の改定についてのお知らせ

平素は山形信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、令和2年4月に施行される民法改正に伴い、債券・投資信託に関する各種規定を令和2年4月1日付で改定いたします。改定後の規定は、当金庫ホームページ規定集よりご確認ください。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 改定施行日

令和2年4月1日（水）

### 2. 改定する規定

- ・振替決済口座管理規定
- ・一般債振替決済口座管理規定
- ・投資信託受益権振替決済口座管理規定

### 3. ホームページ掲載箇所

<https://www.y-shinkin.co.jp/kitei>